

セックスとジェンダーのダイナミックス

— 婦人解放の新しい地平 —

嶋田津矢子

I 国際的視野からみた結婚の変化

スウェーデンに見聞するコンキュービナージ

1983年7月、数年ぶりに訪れたストックホルムの白夜は、嘗てに変わらず神秘的で、深い平安に息づく想いであった。国際会議で知りあった女性ジャーナリスト Ann Rodholm と、スウェーデン婦人の最近の動向についての対話の時を持たなかったとしたら、この北欧の水晶のような静寂さは、歴史の歩みを停めているかのように感じられたであろう。しかし Ann の話は、いまこの国に激動ともいべき転換が起っていることに気付かせるのであった。

以前二度訪れた時に、一番気がかりに思ったことは、スウェーデンの離婚率が異常に高いことであった。離婚率は、日本の約3倍程度で、世界最高の米国に僅か下まわる水準にあったが、それに加えてスウェーデンは、まだ一部ではあるが、結婚制度そのものへの拒否的態度が次第に濃厚になってきているのである。内縁同棲関係（英語やフランス語で concubinage と呼ばれているが、それは伝統的な“めかけ”とは違って、夫婦同様に同棲はするが、生涯ひとりの相手を前提とするのではなく、「性的自由」を確保する立場から、結婚式も役所への届け出も拒むもの）にある女性たちを、Mrs. と呼ぶべきか Miss と呼ぶべきか（フランス語では Madame か Mademoiselle か）に戸迷うとき、婚姻関係を問わず「ミズ」（Ms—これはもともと米国の「ウーマンリブ」Woman's Liberation 運動のなかで、1972年3月、下院のアブザック女史の「ミズ法案」以来採用された言葉で、同年同名の婦人解放雑誌（月刊）が、創刊されているが、欧州社会へも次第に浸透するようになっていく）という

重宝な用語が生れていて、この内縁同棲者（concubine）を呼び易くなっている。

新聞記事「静かな変革」（朝日新聞'83年10月26日）に依れば、コンキュービナージ関係にある35才以下の同棲カップルがフランス全土で1975年には10万5千組であったのが、6年後の81年には40万組に急増し、同世代の全国世帯数の $\frac{1}{10}$ を占め、殊にパリではこの傾向が著しく、若いカップルの5組に1組以上がこのコンキュービナージに数えられ、そこに生ずる「未婚の母親」から生れる子供の数も、年間10万に達しているという。女性の職業上の自立が可能となり、日本流に云えば「私生児」と考えられてきた子供たちも、社会保障制度の充実につれ容易に成人できるようになった昨今の社会環境では、何を好んで伝統的な偕老同穴の結婚制度に拘束されて、自分の生活の仕合せを局限される必要があろうか、というのがこの人々の云い分なのである。

世界にも数少ないルッテル派新教を国教とするスウェーデン、また20世紀を「子供の世紀」と呼んだエレン・ケイを輩出した国でのこの新傾向は、一体何を意味しているのか。

勿論それは、欧米の大学や社会を大きく支配した自由化の波に乗って、フェミニズム（男女同権主義）が急前進したことで深く係わり合っている。同棲関係のなかの自分にも相手にも束縛を課することのない自由を謳歌する態度は、人間生活にとって基本的と考えられてきた結婚概念が、いま只事ならぬ危機を迎えていることを示唆している。

スイスに赴くと、この清潔主義のカルビンのプロテスタントの母国に於てさえ、離婚率上昇に併せて、結婚拒否の新しい性道徳が徐々にひろがり始めているという意外な話に、愕然とする想いであった。チューリッヒ市役所の壁の掲示板に

は、多くの婚約成立者の婚姻予告が掲げられ、それらの結婚に異議ある者の申し立てをする制度が守られていて、この古風な習慣に、この国本来の厳粛な婚姻制度の面目の生き続けているのを、ほぼえましく思う傍らで「スイス、お前もか！」と叫びたくなるこの現実にはやるせない想いを抱いたのである。

結婚危機は子供の人格形成の危機

苦難の幾山川を越えて迎える銀婚・金婚のよろこびにこそ、人生の幸福があると確信している私には、この結婚拒否の内縁同棲関係は、見逃し得ぬ深刻な問いを含んでいるように思われる。ましてや今、少年非行対策が諸国の文化の根底を揺がす困難な歴史的課題とされ、その対策の最重点として、家庭の人間形成機能の回復に真剣に取り組み始めているとき、青少年に対する家庭の教育機能の中核となる父・母・子の三位一体的関係をもろくも瓦解させる男女の離合集散が子どもの心にいかに根深い「トラマ」（精神的外傷）を植えつけるかを、このコンキェピナージの人々は何と考えているのであろうかと一段と切迫した思いで問い返さずにはいられないのであった。

家庭は、睡眠・食事・休息その他の生理的・物質的ニードの充足の場であると同時に、安定した所属感情や、親子兄弟姉妹の愛育の交わりを通して、隣人との協同体のなかでの主体性確立のための、社会的ニードの確保される根源的な訓練の場でもあり、家庭生活なくしては、人間の自己実現ニードの充足は期し難い。この主体性確立の土台が崩れ去るとき、自主独立の基盤が見失われ、子どもたちは知・情・意に鍛えられる正常な進路に拒否反応を示し、魂のむなしさに身のうずきを覚えながら、反社会の暗夜行路を辿ることになるのである。両親の献身的愛のなかの親子関係は、過度の支配や干渉、過保護、期待過剰などの歪みを克服する努力のなかで、澆刺とした愛情と信頼の気風にみちた子供たちを送りだしてくるのである。

II 歴史と共に変わりゆく女性論

中国・韓国と欧米との環境的相違

私自らは女性の一人として、私のながい実生活のなかで、人格的自由がいかに女性の一生にとり貴重であり、よりよき社会を築く武器であるかを知る点で、人後に落ちる者ではないという自信をもっている。しかしウーマン・リブが、その偶像破壊に勇みたつ姿勢のなかで、性の欲求解放（liberation）によって却って女性の人間としての解放（emancipation）を理没させる結果を招くのではないかという懸念を、折にふれて抱かざるを得ないのである。女性解放は、女性を男性と平等の関係におくことを求め、セックスを差別や侮辱の取り扱いから防衛することを強く願っているが、女性概念への確信の欠如から、女性に男性の代替行動を強制するような脱線に導いたり、家庭を恒久的安定を欠く孤児院に変えるような誤りを犯すものとなってはならない。

フェミニズムは、いかなる時代背景のもとに生れ、ウーマン・リブはいかなる解放を狙いとしたのか。私たちの求める将来の女性の正しい人間像とは、いかなるものであるべきか。過去に胸に蓄えてきた自らの婦人論の立場から、幾多の問いを携えて欧州から帰国した私は、中国、さらに韓国へ旅して、社会体制を異にし、違った産業構造をもつこれら極東の国々の、封建社会的環境のもとで、近代化を急ぐ社会変革と、そのなかの婦人の地位の変化に注目したのである。

中国における社会主義的自由は、革命当時のロシアで、コロンタイ女史の『赤い恋』が描いたような性的自由への驀進とは対照的に、依然として儒教的な人間関係の枠のなかに拘束されているように感ぜられた。また韓国では、これも儒教的「忠孝礼」の封建的美徳に束縛される婦人の姿に接することが多かった。しかし韓国では、国民の約25%を占めるに至ったキリスト教信徒の新しい性モラルによって、漸く人間革新への目覚めに向う女性たちに接することができた。いずれにしても、この新生アジアの天地は、欧米の物質文明に強く歪められた結婚変貌よりも、遙かに健全で落ついた家庭の創造を期待するという印象を受けたのである。

新興エレクトロニクス技術の特徴は、「軽薄短小」にあるという。日本社会の新時代の結婚が、もし時代の風潮に流され、この「軽薄短小」型の

男女関係に導かれ、それを日本文化の母たる国、中国や韓国に逆輸出するとすれば、それは歴史の皮肉というより戯画的と評さなければなるまい。日本社会が、アジアの隣邦に対して何を貢献すべきかという問題意識に出發して、転換期の結婚論の進路を見究めたいという願望を抱いて筆を起し始めたのである。

未来予測のなかの結婚

1969年のことであった。英国の“The Times”紙は、「1980年の生活」の展望予測に就いて、世界著名の専門家7名に執筆を求め、朝日新聞（69年10月）にそれが紹介されたことがあった。その後の経過を顧みて予言の当否を検討してみると、流石に知識人の洞察には、歴史の変遷を見抜く鋭さのこもることに気付くのである。

英国現代作家アーサー・ケストラー（Arthur Kestler）は、その将来予想論稿のなかで、結婚と家庭について次のように述べる。これは、これまで2000年にわたって存続しつづけたが、別にそれが優れているからではなく、社会組織を粉々に引きさく危機なしに、それに代り得る良策が存しなかったに過ぎない。しかし80年代には、今まで社会の核を形成してきた家庭は分裂化の方向をとり、協議離婚が容易となり、生涯に二度、三度の結婚をするのが普通となるであろう。愛情についての誤解の危険や、後になって幻滅を味わう危険を考慮して、あらかじめ試験的恋愛をすることなしに結婚することは、無責任とみなされるようになるだろう。制度としての結婚は、このように変形されながら存続することとなるだろう。これは無制限の乱交を意味するものではないが、ある程度その方向に進むとみられる。逆説的に聞こえようが、これによって、性的交渉はその刺戟性を失うことになると云う。家族の単位は存続するであろう。しかし婚前交渉や婚外交渉は当然のこととなる。セックスの不満や犯罪意識が減じても、それは実生活におけると同様、文学や芸術の中心的地位を占め続けるであろう、と云うのである。

ケストラーの洞察が当らずといえども遠からずの実状にあることは肯定せざるを得ない。しかし

そのケストラーさえ、既に欧米諸国で「結婚拒否」が結婚の論理そのものの否定的要素を内包するようになってきた現実の事態を、未だ考慮にいていない。

英国作家ジョージ・オーウェル（George Orwell 1903～50）の1949年の代表作『1984』は、丁度私たちの立つ時点を扱った全体主義政治の恐怖を描いた未来小説であるが、オーウェルの予想にでてくる科学・技術・社会状況・政治等の諸分野で、精神改造薬、ロボットミ、国民の私的情報を収納するデータバンク、人口受精などは、既に実現している。そのオーウェルでさえ、未だ結婚拒否時代の到来を論ずるまでには至らなかった。

Ⅲ フェミニズムの先駆者、 プーラン・ド・ラ・パール

フェミニズムの歴史の物語るもの

未だ萌芽の段階にあるけれども、この結婚拒否の思考形式が、果して「フェミニズム」運動の必然的な所産とみるべきか否かについては、吟味する必要があると思う。

先ずフェミニズム思想の本質を知るために、フランス女性作家、Benoite Groult、*Le Féminisme au Masculin*, 1977『フェミニズムの歴史』山口昌子訳、白水社、1982や、“*The Psychology of Women*”，その他の著述をもって、英国に婦人問題の話題を数多く提供した Judith M. Bardwick の“*Women in Transition*” — How Feminism, Sexual Liberation, and the Search for Self-Fulfilment Have Altered Our Lives, 1980, に従って、若干の歴史的回顧を試みたいと思う。

プノワット・グルーは、1673年『男女の平等について——偏見から解放される重要性を発見できる物理的および精神的論文』を発表した哲学者・神学者プーラン・ド・ラ・パール（1647—1723）をもって、フェミニズム成立への第一歩と主張しているのは、注目をひく。アリストテレスは「自然が完全な性をつくりそこねた時、女性が生れる」と云っているけれども、女性たちの劣性は不当な取り扱いの結果に過ぎず、今日社会的および文化的環境と呼ばれている要因によって、久しく存続

してきたものであって、男女平等こそは正当であるばかりではなく、望ましいものであろう、というのがド・ラ・パールの主張点であった。1830年頃、「フェミニズム」という言葉を創出したと云われる女権尊重の空想的社会主義者シャル・フリーエ（1772—1834）の生誕よりも百年も前に、指導者層に「女嫌い」（misogynist）が横行し、一般大衆と多くの学者たちからの総攻撃にさらされているなかで「男女両性の同等であること」を主張したブーラン・ド・ラ・パールの勇氣は、確かに注目に値する。

それより82年後に、『人間不平等起源論』（1755）に、J.J. ルソーは、文明・群居の生活のなかで人間に猜疑や憎悪が生まれ、利益の争いが生れたので、もし人間が原始的な自然のままの状態にあったならば、その性質は善であって、互いに同情をもって結ばれ、人間の不平等ということは一切あり得なかったであろうとして、「自然に帰れ」を唱えている。しかしそのルソー自らが『エミール』では、男子には自由主義・個人主義を説きながら、女子にはそれを認めず、女子は男子の気のように生活すべきもので、自分の好むがままに為すべきではない、という旧態依然たる見解を維持し続ける。男子は活発・剛健をもって立ち、女子は受動的で柔和を特質とし、美容をもって男子に好感を与えるべきものと云うのである。

それと思い較べながら、ド・ラ・パールの言葉を聞こう。「男女両性が必要とされるのは、人類を共同で作り出すからである。子供の誕生に関して、男性の方が女性に較べてより必要であると主張する人々は、一体何を根拠にしているのか理解に苦しむ。……もし男女両性の肉体を比較することで、どちらが優れているかを検討しようとするなら、女性に軍配をあげることができる筈だ。女性の肉体の内部における製造所は、全創造物の中で最も美しく最も称讃すべき万物の霊長である人間をいかに生産するかという世の中で最も知りたいと思う興味深い現象が起きるのも、女性の胎内である。」（グルー、邦訳 33—4頁）

神学を学び、聖職者生活の経験をもつド・ラ・パールは、旧約聖書が男性によって書かれた男性の物語りであり、世代や家族、芸術も科学も、町づくりも家の統治も男性によって行われるものと

説き、女性は男性に比較して優劣さの点で劣るもので、男性の所有物で奉仕するために生れた存在であるかの如く語っている点を指摘し、「男性によって書かれたあらゆる事物は、彼らが判事であると同時に当事者であるが故に疑いを持つべきである」と、批判を加えている。この自由思想的論法が原因となって、彼はカトリック聖職の地位を追われることになったのである

Ⅳ フリーエの本能解放と自由恋愛の主張

コンドルセの「人権宣言」批判

1789年の『人権宣言』に云う「人」（homme）が男性を意味し、女性（femme）の権利を示唆するものではないとして、『百科全書』編集に参加した自分の同僚者たちの「進歩主義」をも批判したコンドルセ（Marguis de Condorcet, 1734-94）は、旧友ロベスピエールから逮捕命令を出されて自殺したが、その数日前に『人間精神進歩の歴史』を書き終え、人権の基本原則は男女の差別なく全国民に適用されるべきであることを強調した。コンドルセによれば、「人間精神の進歩のなかで、一般的幸福に対する最も重要な事物は、偏見の全面的破壊である。この偏見は、男女の間に致命的な権利の不平等を設けた。……肉体的機能における差異や、知的能力におけるあるいは、精神的感受性の点で起りうると考える差異による不平等を、正当化するための理由が空しく探求された。二つの不平等の起源は、力の濫用にある。そして詭弁によって不平等と弁護しようとしたことは、無意味である。」（グルー、邦訳、62頁）

19世紀、男性のみが家族制度の頂上を支配する形で男女間の均衡を背景に、多くの思想家や作家が女性崇拜論をもって、称讃の蔭に輕蔑を、へつらいの裏に憐憫を秘めたまやかしの女性讚美論が横行していた時代に、『女性の市民宣言』（1792）を公にし、自ら断頭台への道を婦人公民権のための闘いに殉じたオランブ・ド・グージュや、同じ年に社会問題として女性解放に最初の包括的な展望を与えた『女性の権利擁護』（1792）を著し、抑圧のなかで自殺を試みなければならなかったメ

アリ・ウルストンクラフトのように、女性自身の本源的な要求から、生命を賭して戦った女性に呼応して、男性の良心的自覚の立場から、社会制度改革の領域に立ち入って、社会運動の次元に視野をひろげる導火線となった思想家としては、フランスの空想的社会主義者F・M・C・フーリエを忘れることはできない。

結婚は女性の墓場——フーリエ

「フーリエほど根本的にフェミニストの思想を抱いている人間は他に見当たらない。……フーリエは、アメリカやスカンジナビアのヒッピーの先祖であり、最新の性革命の厳しい要求に前もって回答を与えているように見える。」（グルー、邦訳、182頁）「フェミニズム」なる用語の生みの親フーリエが、「結婚は女性の墓場である。女性的なあらゆる奉仕の源である。」と解したのは、世間に実在する結婚形態が、単に法の不平等のみならず、経済的・家庭的・精神的抑圧をさけ難いものとした社会制度の所産であると見抜いたからである。彼の『産業的及び社会的新世界』（1822）に、空想家の独創性から描いた社会主義的共同家族制の自治集団「ファランステール」では、男子は畑や工場労働、女子は家事という女性の従属を必然たらしめた因襲的分業を改めて、料理センターや共同作業による集中サービスによって、共同生活の恩典を活かし、あらゆる年齢の人間が、性別、年齢、階級の相違をのり越えて、男女が青少年の共学に始まる同じ教育を受け、同じ経験を分かち合い、同じ職業の備えをする。幼年時代からズボンとスカートという対照的な衣服で男女を区別することは、適性の開花の機会を奪うことになる。自然は男女の仕事への機会の平等、男女の合流・混合を求め、女性是如何なる職務からも除外されないとする。

この自由社会は、画一的構成とはむしろ逆に、凡ての人が最後まで機会の平等を充分活用して、個々の気質の尊重をもって、一人びとりの選択によるそれぞれの個性を発揮させることになり、自由な仕事と余暇のうちに自己を発見する。男女同権の確実な保証は、女性に自由に恋愛の権利を認めることにある。

フーリエの新社会構想によると、人間の自然な

る本能の充分な解放が万物を支配し、人類を真の結合に導くような社会秩序になれば、職業や恋愛相手の自由選択が第一原理となるということを中心としている。人々がその欲するところに従って仕事と恋愛相手を選択し得ないところから、世の不平等がうまれるのであるから、嫌悪の念の生ずるところでは、いつでも他へ転ずるということをし、大前提とする。それは、結婚や伝統的家族が、絶対的に有害だという確信にもとづいている。

キブツで見聞した生活協同体と結婚

人間本能の分析に当って怠惰、貧欲や権力欲など、現実の利己的要素を無視する空想主義の特質を考えるならば、その明るい舞台の蔭に、根なし草のひよわさがひそんでいることがまず気がかりである。

その全体が2年前に私の実際に見聞したイスラエルの「キブツ」（Kibbutz）と構想を分かち合っていることは否定できない。「ファランステール」に酷似の共同生活形態の250キブツ組織が、その特殊な国際的環境では、総数10万3千という相当数の人々によって厳然たる歴史的事実として、私たちの眼前に存在していることは、フーリエ的社会プランを、只「ユートピア」として一蹴し得ない力をもっていることを示している。しかし現実態としてのキブツでは、フーリエの場合のように奔放とさえ評すべき職業と男女関係の自由な去就が、そのまま守られているわけではない。殊にキブツ内で「結婚制度」をもって守られている男女関係は、ユダヤ教的伝統の特質によって、一般世間よりもはるかに厳格であると見受けられる。

ただフーリエの指摘しているように、「われわれが哲学的暗黒と文明化された悲慘のなかで、23世紀間も余分に過してきた」不平等社会への果敢な闘いのために、彼は快楽主義の落とし穴に吸い込まれてゆくのである。彼にとって、人間は鉄鎖のなかに苦悩するためではなく、快楽のために作られていると考えられている。フーリエにとって、「有害なのは快楽ではなく、ただ、快楽が不足することだ。そこから放蕩が生まれる。……一点に抑えつけられた情熱は、せき止められていた水のように別のところから噴出する。そしてあまりにも早く塞がれた潰瘍の分泌液のように内攻する。」

(グルー, 邦訳, 205頁) フェミニズムの歴史には、この快楽主義の異常な熱気がからみついてくることが、つねに世人を魅惑しながら懐疑のまなこをもって一歩退かせる原因ともなっているのである。

V J. S. ミルよりベーベルの婦人論への進展

妻への畏敬から生れたミルの女性論

フェミニズムの歴史で、フーリエと並ぶ重要な思想家としては、ジョン・スチュアート・ミル(1806)を挙げなければならない。この英国思想界の巨人は、ハリエット・テラー夫人への21年間の思慕、彼女が寡婦となってからの7年半の結婚生活を通して、幻影ではなく、実在の女性の中に、聡明と愛情の人間関係を見出した。その体験から、男女の同権、政治文化への機会の均等による女性の戦争反対や博愛事業の進展など、人類への貢献の可能性について、確固たる信念を抱くようになった。

ミルの『自叙伝』(Autobiography, 1873朱牟田夏雄訳, 岩波文庫)に、「思考、感情、執筆上の協力関係に全生活の協力関係という追加をゆるされることとなった。以後7年半にわたってその至福は私のものであった。……それが彼女の望みであったろうと知るがゆえに、私に残された余生を最高限に活用し、萎えた余力ながら、彼女を思い追憶の彼女とまじわることでそれを補いつつ、彼女の遺志のために働きつづけたいと思う」と記しているように、ハリエットはミルのインスピレーションの源泉となった。『経済学原理』(1848)は、彼の主著であったが、その最後の章「労働者階級の将来」について、自叙伝は「他のどの章にもまさって世論に大きな影響を与えた『労働階級の将来の予測』の一章は、完全に妻に負うものであって、同書の最初の草稿にはあの章はなかったのである」とも記している。

それゆえ、ハリエットの死後数年を経て出版された『婦人の隷従』(The Subjection of Women, 1869)は、女性の知的独創性、道徳的善意、政治的能力についての強烈な確信をもって綴られている。人間の性格は歴史的環境の産物であり、男子

専権社会における男性の暴力的で無思慮な権力的支配による女性の隷従の結果として、弱者としての女性の地位が固定し、人類の半ばを占める女性の社会的貢献の機会を喪失させることになったのである、と主張する。教育・職業・政治活動に平等の機会を与え、妻にも財産権を賦与することは、人類社会への女性の影響力を増大し、人間進歩のための必須の条件であると指摘するが、そこには実人物ハリエットを通して、女性存在そのものへの畏敬の念が、ミルの実存的思惟を動かしていたことを見落してはならない。

惜しいことに、『婦人の隷従』は、自由思想家の拠って立つ有産階級のデモクラシーの一般の傾向としてその機会均等論は、具体的に社会関係における実質的平等を保証するような、経済的地位の確立については、尚多くの問題も残している。それは、「ドイツのスチュアート・ミル」と呼ばれたアウグスト・ベーベル(1840-1913)『婦人論』(Die Frau und der Sozialismus, 1879, 草間平作訳, 1928, 岩波文庫, 上・下巻)による重大な補足が必要であった。

経済的地位の確立を説くベーベルの婦人論

「被圧者たることは、婦人と労働者と同じである」という冒頭のこの言葉に始まるベーベルの婦人論は、婦人は唯一点において労働者に先ずる、即ち彼女は奴隷の勤めに服した最初の人間であった。男子の奴隷が存在していない以前に、婦人は既に奴隷であった歴史を直視しつつ、それ以前の母権時代という女性中心の時期の存した事実からも判断されるように、婦人の隷従は永久不変の固定的なものではなく、社会体制の変革のなかで必ず訂正され得るものである、と主張した。ベーベルに依れば、私有財産制の確立につれて、財産所有者としての男子の勢力の拡大は、やがて母権に代る父権支配の社会を導き出した。

財産所有者としての男子は、自ら嫡出児と認め、且つ自己の財産の相続者とするのできる子どもに対して利害を持つようになった。そこで、彼は妻に他の男子との性交の禁止を強要した。これに反して男自身は一人または数人の、正妻のほかに、彼の資力の許す限り多数の妻を蓄える権利を取得した。市民社会の生活では、一方には多数の

婦人が、結婚をもって如何なる犠牲を拂っても踏み入らねばならぬ給養院と見做し、他方では売淫が必要悪として、窮乏婦人を犠牲としている。結婚は二人の男女が自然の目的のために相互の愛から入る結合でなければならないのに、この動機が純粹に保たれている場合は稀である。この状態から脱却して、男子と同等の地位を獲得しようとする婦人運動が、今や各国でその烽火をあげている。

ならば、将来の婦人を科学的社会主義はどのように見透しているというのか。ベーベルによれば、将来社会の婦人は、社会的・経済的に完全に独立しており、もはや如何なる支配や虐待にも服することなく、自由人・同権者として男性に対立し、彼女は自己の運命の主人となる。自然に叶った生活条件の下に生活する結果、彼女はその肉体的並びに精神能力を必要に応じて発達させ、かつ利用することができるのである。彼女は自己の希望や品性に適する活動の領域を選択し、男女同一条件の下に活動する。

それでは将来の婦人の生活は、如何なる姿をとると云うのか。——実際の労働婦人としてある産業に従事するかたわら、彼女は尚一日の他の時間には教育者・教師および保母となり、第三の時間には何らかの芸術を習い、或いは科学を研究し、第四の時間にはある行政的職務に携わる。愛人の選択についても、彼女は男性と同様に自由であり、無拘束である。彼女は求婚し、或いは求婚され、彼女の愛以外には如何なる顧慮にも煩わされず、婚姻を結ぶ。この結合は中世までの婚姻が契約であったのと全く同じで、官史の干渉を要せぬ個人同志の契約である。婦人の完全な解放と男女同権の確立とは、われわれの文化的発展の一目標であって、その実現は地上の如何なる権力もこれを阻止することはできない。しかしこのことは、人間による人間の支配、従って資本家による労働者の支配を廃止するといふところの社会改造に基いてのみ可能なのである。このようにして初めて人類はその最高の発達に到達するであろう。

フェミニズムが単なる不平等や差別への抗議に止まる限り、男子専権社会の現実、強者としての男性が、多数の眠れる女性の中の一握りの先覚者たちのゆさぶりに、その云い分を「聴き置く」

程度の緩和策をもって対処するに過ぎないであろう。ベーベルの『婦人論』が、その不平等の発生の原因そのものを克服する具体的運動の領域に分けいって、社会主義の第一の行動方針として、結婚の変革と、女性自身が主体的に産業に引きだされる経済的方向を打ち出し、その一前提条件となる精神的覚醒と法律の独立の制度を指示したことは、婦人解放運動に実質的な積み上げをもたらす重要な意義をもっている。ベーベル婦人論は、フェミニズムの歴史に貴重な一段階を画するものと云わなければならない。ここで特に注意を喚起しておきたいのは、ベーベルの主眼点は、あくまで健全な結婚の成立を固守するものであって、今日の婚姻を否定する性的関係の主張とは全く対照的立場になっていたことである。

VI Liberation より Emancipation へ成長するフェミニズム

女性手作りのフェミニズム実践運動

以上に略記したフェミニズム発展の歴史が、主として男性の側の発言を中心に綴られていることは、男女同権運動が男権優位の社会構造のもとで、未だ男性からの恩恵的な贈りものに過ぎぬことを反映していることを意味する。女性の真の解放と進歩は、女性自体が主体的に女性抑圧の真因を洞察し、実質的に対等の地位を築くに足る教育的・法律的・経済的に社会的勢力を蓄え始めた時、初めて現実のものとなる。そのためには、なお幾世代かの女性自身の手による婦人運動が必要であった。

英国1880年代において、賣笑婦強制検診に対して、人権運動の立場から立ち上った婦人矯風会のジョセフィン・パトラ夫人やミリセント・フォーセットたちの、中産階級婦人による「婦人参政権全国連盟」また勤労婦人を主力とする「婦人社会政治同盟」によって、暴力行動をも辞せぬ激しい運動を發展したパンクハースト母子たちの活動を俊たずしては、1918年の30才以上の参政権（28年、21才以上の男女平等参政権）の成立は、実現不可能であった。1904年帝政ロシアから解放されたフィンランドで実施されたが、米国の連邦憲法による全国21才以上の男女参政権が実現したの

は、1919年のことであった。

女権運動の日本的展開

先進的婦人運動に刺激されて、日本の自由主義婦人が『青鞥』を創刊したのは、1911年（明治44年）のことであったが、後進資本主義国日本の進歩思想弾圧の国家的統制のもとでは、平塚らいてう、市川房江、山川菊栄たち参政権運動の先覚者たちの辛苦にも拘らず、第二次大戦敗北後の1946年（昭和21年）12月まで、男女平等の参政権は実現し得なかった。

国連はこの1946年、経済社会理事会のなかに「婦人の地位委員会」を設け、53年国連総会は「婦人参政権条約」を採択し、72年12月第29回総会において、75年（昭和50年）を「国際婦人年」（International Women's Year）とする万場一致の決議に到達した。これに基いて「国際婦人世界会議」をメキシコ市にて開催し、76-85年の10年間に亘る行動計画を採択した。1980年のコペンハーゲンにおける「10年後半期行動プログラム」は、婦人の地位の向上、差別撤廃のための具体的方針を提唱し、経済・社会開発への女性の平等且つ全面的参加を促すための立法措置を各国政府に要請している。75年9月、日本政府に設置の国内行動計画を担当する「婦人問題企画推進本部」が、男女差別撤廃条約の批准とその実施に如何なる態度を示すかは、「女性」をみる日本の政治的社会的風土の重要な判断基準となるであろう。

1982年の「就業構造基本調査」によれば、主婦の有業率は5割をこえ、中年主婦では6割が働らきに出て、先進諸国と肩を並べようとしている。しかし雇用平等法の制定は、婦人解放運動の象徴というべき労働基準法的女子保護規定をめぐって、経営側と労働側とで対立が障害となって、前進を阻まれる苦悩を体験しなければならない実状であった。

Librationではなく、必要なのはEmancipation

世界のフェミニズム運動は、「国際婦人年」を実施することによって、確かに画期的段階に辿りついたと云うことができる。各国に進行しはじめた女性の社会的地位の変化は、もはやかつての男子専権社会への後退を許さぬ堅固さを次第に築い

てきたことは、否定できない。しかし差別撤廃や婦人の経済的社会的参加のために、現実環境のなかで具体策を求め始めた現在、男女平等論における女性の男性に対する主体的本質や、解放された女性特質発揮の可能性についての明確な位置付けが行われなければ、フェミニズムは女性の男性への平等化のみ急進する結果として、男性と女性の「他者性」（otherness）の完全否定、即ち両者の相違の抹殺という結果に終りかねないであろう。性差の因襲的役割に腰を据えた旧来の社会的慣習の打破が、女性の「解放」（emancipation）を、女性であること（femaleness）の独自性の放棄によって、単に男子と等質的な競争者として、「自由化」（liberation）と同意義の領域に持ちこむこととなるならば、それはフェミニズムをして、却って「女性」そのものの自殺に導く結果となることを銘記すべきである。

フェミニズムにおけるジェンダー役割とセックス役割

「国際婦人年」の開始に際して、“The Aspen Instiute for Humanistic Studies”（本部ニューヨーク）は、ロックフェラー財団の援助のもとに、1975年8月～10月、コロラド州アスペンに、国会議員、労働運動指導者、弁護士、大学関係者、またドイツ、スウェーデン、英国等の婦人参加者たちを集めて、ワークショップを開催し、その報告書“*Wemen and Men, Changing Roles, Relationships and Perceptions*” edited by L.A. Carter, A.F. Scott with W. Martyna, Praeger Publishers, 1977. で公刊された。その中心的テーマは、男女をめぐる「性役割」（sex/roles）に論議を集中させた。ここに云う「フェミニズム」というのは、「決して一枚岩的には考えられないが、男性と女性の平等の権利と機会とを要求する大規模な社会的並びに政治的運動である。フェミニズムには、婦人は諸権利・機会を剥奪されてきたという信念が、暗黙のうちに含まれている。フェミニズムはまた、現存の性役割配列（gender role arrangements）を問題としてとりあげ、同時に、社会的および歴史的過程における深刻な変化への一つの解答である」（op.cit., p.81）という C. Stimpson の定議によっている。ここに“gender

role”という表現を問題にしているのは、婦人問題の書に用いられる“sex role”にいう生物学上の性(sex)とは無関係に、男女の別なく共通に用いられる集会的・一般的通性という意味での「性」と解すべきものである。フェミニズムが、このように「平等の権利と機会」を要求する社会的・政治的運動であると共に、単なる「セックス」ではなく、特に「ジェンダー」を問題にしていることは、婦人運動にとって注目をささうことであった。

VII ウーマン・リブ運動の潮流

ベティー・フリーダンの NOW 運動

1963年、米国でベティー・フリーダン (Betty Friedan) の“*The Feminine Mystique*” (邦訳三浦富美子『新しい女性の創造』1965) が、ウールストランクラフトの『女性の確立』に次ぐ世界の婦人運動の第二の波の先頭に立つ書として公刊された時、米国における婦人解放運動は、被抑圧女性を「何から解放すべきか」を明示すると共に「何のために解放するのか」という目的を鮮明にする機会に恵まれた。

フリーダンはこう記している、「紙ナプキンに私は“NOW”と書いた。組織は女性だけのものではなく、男性も参加したものでなければならないという考えで、各稱を『婦人のための全米連盟—National Organization for Women—略称 NOW』と決めた。次に NOW の目的の第一節を私はこう記した。“名実ともに男性と平等のパートナーとなり、そのための特権と責任とを行使して、アメリカ社会の本流に女性も参加出来るように、我々は行動をおこすものである”」(邦訳, 284頁)。単に sex の自由解放ではなく、人間としての男女の平等というこの目的を貫徹するための改革は、男性と女性の人間的役割を根底から革新する人間改造であり、教育・職業・結婚・育児・性道德・政治・経済の根本的革命をまき起す性格の運動であった。

女性のこの人間解放という目的の明確な自覚を欠くところでは、女性の性的自由解放は、抑圧制度への攻撃が、奔放な sex としての性の解放を通して、結局、女性そのものの自己破壊にハネ返ってくることは、同じく婦人解放運動に出発しなが

ら、“NOW”に対抗して、“Young Lib”あるいは、“Radical Lib”と呼ばれるような、先鋭的な反体制運動に向う「ウーマン・リブ」のなかに顕著に見出される。

ウーマン・リブの聖書：ファイアストンの性弁証法

ラディカル・フェミニズムの書として代表的な、ファイアストン“Shulamith Firestone: *The Dialectics on Sex*” The Case for Feminist Revolution, 1970, 邦訳, 『性の弁証法—女性解放革命の場合』(林弘子訳, 1981,) は、歴史を通じて、男性と女性の本質的な生物学的不平等のうみ出した差別の相関関係、即ち彼女が「性の弁証法」と呼んでいる性階級制度のなかの男女関係からの脱却のために、両性間のあらゆる役割をも否定し、特に産む性としての女性の固有性に付随する過去の因襲的束縛を打破し、出産・中絶・避妊に対する女性自身の自由な判断と支配権を要求する。解放運動におけるこの極端な革命主義は、現体制のなかの女性観や結婚形態に馴じんできた私たちには、明らかに異常な感覚と思われるものを含んでいるが、米国や欧米では、次第に都市アパート生活のなかの現実となりつつあることが、ウーマン・リブ問題を等閑視し得ない今日的課題たらしめている。

この書の第9章「文化史における性の弁証法」の描く歴史の弁証法的発展の図式に依れば、商品とサービスの生産のための労働区分に基く階級社会の差別制度が消滅して、革命の最終ゴールに到達すれば、性・年令・人種による差別と権力心理は消滅し、「幸福」達成の現実的基盤が確保されるとする。この共産的ユートピアは、現代の科学技術による一方では産児制限(さらに人工生殖)、他方ではサイバネーション(コンピューターと自動制御機器との結合体)に支えられる一種の科学主義の世界である。

ファイアストーンは、「私は妊娠は野蠻だと思っている、……人工生殖して、発生学的には非人間的ではないと思う」(邦訳248-9頁)とも記している。彼女が将来について予想するのは、「家族制度のゆるやかな死滅」である。結婚制度は時代おくれの秩序であるとすれば、その矛盾は婚外

交渉や売春制度を不可欠の付属物とする伝統を伴わざるを得ない。

リブ運動のめざす将来の男女関係

将来に予想されるのは、(1)「独身の専門職者」即ち以前は男性にのみ開かれていた魅力的な独身者の仕事、例えばパイロットやカウボーイのような仕事でも、女性の職業として開放さるべきであり、スチューワデスの仕事を、若い女性の性的アピールの場と考えるような、卑屈な女性職業観を排除すべきである。と主張する。

(2)「共同生活」、ここで意味するものは、男女のパートナーが一定期間、法的には認められていない性関係あるいは同居契約を結ぶゆるやか社会形態であり、既に米国大都市、特にマンハッタンではひろく若者のあいだに流行している生活形式である。曰く「非家族的生活を数世紀続けるとわれわれの性心理構造は、急速に変わり、一夫一婦のカップル、あるいは<性関係を禁じられた>関係は時代遅れとなるであろう。われわれは一夫一婦制に代わるものを想像することができるのみである。それは多分真の<集団結婚>、性を超越した集団結婚であろう。それにはある年令に達した子どもたちも含むであろうか？それはまだ何とも云えない。」(邦訳279頁)

ファイアストーンにとって、社会事実として子供をもち、親になるということは、子供を通じてエゴの拡大、男性の場合には家名と財産の不滅、女性の場合には生存の正当化としての母親、子供を通して生きようとする試みの投影に他ならぬ。

「女性は、人類に対して生殖の特別義務を負っているわけではない。もし女性が子供を生みたくないと思うならば、人工生殖の方法が急いで開発されねばならない。あるいは満足のいく補償——破壊的な利己的投資以外の補償——が出産に報いるために与えられなければならない。」(邦訳、284頁)前に記した英国作家アーサー・ケストラーが、「1980年代の生活」の予測で描いた構図は、結婚と家族を依然として社会の核として、婚外交渉の普遍化にふれたのであるが、ウーマン・リブはそれを遙かに越えている。またスウェーデンの実態は、既に家族の本質的変革に進み始めているのである。

(3)「世帯」(household)、ここで考えられているのは、因襲的な強制結婚や、経済的への伝統的依存性への配慮による生活様式から、解放され、すべての関係が愛情だけを土台に結ばれる集団であり、一定期間、多分7年か10年、あるいは子供たちが成長するために安定した生活を必要とする最小限度の期間として決定された期間のみ、共に生活する10人位の集団である。家族制度の廃止を前提として築かれるこれらの house hold の居住する都市計画、その建築、サイバネティクス(人工頭脳学)の合理生活の構想が示すのは、既述のフーリエの空想した「ファランジュ」またイスラエルの「キブツ」を想い起させるもので、現実と想像との混合したようなユートピア的コミュニケーションである。

婦人解放運動が、結婚制度の拒否を標とする急進フェミニスト、ウーマン・リブの段階に進み、“open marriage”が、離婚者、ゲイ、レスビアン、別居結婚者、また最初から結婚を求めない経済的自立の男女を含む独身群(single)の増加をみる時勢に対しては、米国の大多数を占める結婚制度擁護論者からの反発が生れた。例えば主婦 J. デビッドソンの率いる“Happiness of Womanhood”(女性幸福連盟—略称>HOW<)のように、Friedan の>NOW<に對抗して、男子家父長制の妻・母親・主婦の立場を謳歌する極めて保守的なグループさえ生れている。

VII 女性の立場からのウーマン・リブ運動批判

ウーマン・リブに対する最も重厚で含蓄のある批判の書としては、Arianna Stassinopoulos の“The Female Woman”, 1973. (邦訳『女性的女性』竹間久江訳、評論社、1980)以上シャープな文献を私は知らない。婦人運動のラディカルな波が自己陶醉におちいり始めるとき、このアテネ生れ、ケンブリッジ大学卒業の年若い女性が、ウーマン・リブの極端な独白に対して忌憚らない論調で、女性自らを守る立場から痛烈に批判し、フェミニズムを正気の位置に取り戻そうとした勇氣には心ひかれるものがある。勿論スタシノプロスは女性解放論者の基本線をふみ外してはいない。しかし

彼女は、社会的に男性からの不当な差別に対する人間的権利の主張が、女性の性差別による固有の相違性を抹殺し、男女の相互補完的特質を軽視することに、フェミニズムの行き過ぎを認め、一方で因襲的女性像の打破と同時に、体制破壊の急進性にゆれる婦人運動の振り子を、正常な方向に誘導しようとする逆説的な意図をもつところから、独得の筆の冴えを見せている。

スタシノプロスに依れば、ウーマン・リブは一時的な状況の産物であって、その成立背景にある社会的条件の変化につれ、退化し衰退すべき運命にある。女性の抑圧への不満に乗じて、尊大で独占的な態度をもって人目をひいていたが、その狭い基盤と誤った論理は、やがて人々の良識からの批判を避け得なくなっている。婦人運動の良識は、解放（emancipation）を求めるが、それ故にこそリブ運動の理論は拒否せざるを得ないという彼女の立場は、この書の最後の頁に鮮かに示されている。曰く「われわれ女性は男性とは違っている——違ってはいるが平等（equal）である。……女性的女性（The Female Women）は、自由の権利を主張するであろうが、女性に男の代替を無理強いするようなウーマン・リブは許さないであろう。ウーマン・リブの熱狂した過激論は女性を解放せずに、社会を破壊しようとする。ゆりかごを揺らすのを拒んだ手は、世界をくつがえすことにひどく熱中している。女性的女性は世界のなかで平等な存在として生きたい。至福一千年がいますぐにも到来すると思って虚しい追求をし、平等を破壊したくないのである。女性的女性の解放の追求は、進歩と改革をもたらすであろう。ウーマン・リブは磨滅し、崩壊するであろう。」（邦訳218頁）

ウーマン・リブと女性的女性の本質的相違

ウーマン・リブの欠陥として、ここで指摘されているのは、解放運動が、特別に「女性的女性」の役割に対して平等な地位を鋭く主張し、その意味で女性の進出を妨害している諸障害を取り除くことを念願しているのに、リブ運動はこの「女性的女性」の独自の役割を否定し、女性に男性的役割と同一様式の行為を強要することによって、平等地位の確立が可能になると考えている。リブ運動では、生殖器以外には両性には生得的相違は何

もなく、平等とは同一性（sameness）に他ならないとみるが、女性的女性とは、世界を《自然的》という見地から観察し、両性に重要な生得的相違を認める。平等とは同一ではなく、相違のなかで差別・軽視を許さないことである。リブが男女を性的本性の同一性の側面でのみ考察し、「女らしさ」を知性の対立物と解するのに対して、女性的女性は、男女の性的本性の相違あればこそ、両性の深い人間関係が相乗効果をあげるのであって、「女らしさ」は知性によって真価を発揮するものである。家族は廃止されるところか、その純化・堅固化が自然の求めるところであって、その障害打破のための社会的・経済的諸条件の整備が解放運動の課題となるのである。

家庭外的労働の偏重による母性責任の放棄

いま一つのリブ運動と「女性的女性」の重要な相違は、後者が人生における職業と家事・育児の二つの重要な部分をもって成り立ち、各人の状況の要請に応じて一方或いは両方の選択が可能でなければならぬとするのに対して、リブは、外部的労働（outside job）を人生の凡てと解し、母性責任を放棄し、子どもたちが無際限に投げだされてしまう24時間保育を要求していることである。しかし職業と母性は、このような不毛な在り方では対立すべきではなく、われわれの理想としては、すべての女性が、もし望むなら、子供が幼いうちは労働から身をひくだけの余裕を可能にする社会が欲しいのである。女性が男性よりも子供の面倒をみるようになるのは、女性が子どもを生んで最初に乳をふくませるからである。

Ⅹ イバン・イリイチの「シャドー・ワーク」理論とフェミニズムの新しい地平

イバン・イリイチの「シャドー・ワーク」論に通ずるもの

スタシノプロスのリブ批判で注目をひくのは、この女性を家庭外部の仕事における労働力の側面でのみ評価し、社会主義的婦人論の系譜に従って、生産的労働を婦人解放の手段として一面的に賛美することを、時代的錯誤として非難していること

である。それは最近わが国を訪問し、いわゆる「イリイチ・ショック」を与えたオーストリア生れの思想家イバン・イリイチ（Ivan Illich）の『シャドー・ワーク』（1961, “*Shadow Work*”, 玉野井芳郎・栗原彬訳, 岩波現代選書）および『バナキュラー・ジェンダー』（“*Vernacular Gender*,”）山本哲士編『経済セックスとジェンダー』新評論社）における「性のない活動」（genderless activity）のように、今後の女性論に新しい拠点を提供するものと思われる新理論と、深いつながりをもっていることに気付くのである。

商品生産社会のジェンダー喪失態

イリイチの、『人類の希望—イリイチ日本で語る』（イリイチ・フォーラム編, 1981, 新評論）解くところによれば、生産的労働が商品に実現される労働として、資本主義社会では剰余価値を生産する賃労働の形をとっていることに着目する。賃労働においては、商品生産に有効な労働生産性への評価のみが支拂労働として評価され、それに直接貢献しないものは、不生産的労働とみなされ、生産労働の影にかくれてしまった支払われない部分が、即ち「シャドー・ワーク」として残される。家庭における家事や育児は、もともと人間生活の基本、サブシステムに属し、影のワークとしてみるべきものではなかった。にも拘らず、賃労働中心の産業社会では、家事や育児は「シャドー・ワーク」と埋めこまれてしまっている。産業社会、即ち商品市場社会では、「男」が支拂われる「生産的労働」に就き、「女」が支拂われない「不生産労働」（家事・育児）に就く、という「労働男」と「家事女」の識別が定着するようになった。即ちここでは、産業的な人びとの生産努力が「賃労働」と「シャドー・ワーク」とを区別させ、生産性をもたらすが故に社会的優越者として評価される労働男に対して、家族自体は商品市場社会に対する生産的活動を欠く「商品購入と消費」のハウス・ワークとして、使用価値或いは非貨幣的価値に方向づけられた社会的劣等者として評価される。そこに資本主義体制におけるシャドー・ワークの担い手としての女性の差別の体系が、ゆるぎのない固定的秩序を形成する。

フェミニズムの新しい地平—ジェンダーの回復

産業的な活動（industrial activity）におけるこの生産性中心の賃労働では、もはや男性と女性の差異や分割を問題としなく中性化され、男でも女でも性差なく為しうる活動に転化する。この中性化された労働価値は、性別のない（genderless）商品価値を男女に画一的に押しつけようとする。そこでは、日々の生活の必要をみだす使用価値、従ってそれを中心として展開される家庭の消費的活動における女性的な働きの尊さは無視され、商品価値に一面的に拘束される抽象的な『人間一般』の概念に塗りつぶされてしまう。まことの人間は『人間一般』であるより前に、具体的な男性、または女性として存在する。man 或いは woman であるということは、『人間の一般』に付加された単なる二次的的属性ではない。リブ運動が、性別のない市場価値の生産へ参加することのみを女性解放の真髄と主張することに対して、スタシノプロスが「女性的女性」理論をもって、性別（ジェンダー）の根源的重要性を強調しているのは、イバン・イリイチ思想と流れを同じくするフェミニズムの新しい地平を拓くものである。

この性別体系（ジェンダー）を喪失した性は、それ自体が生物学的・身体的な性（セックス）や雌雄性（セクシュアリティ）として自己目的化し、異性はただ生殖や快楽の機能的道具として、人間疎外の状況をつくり出す。進歩主義を装う性解放運動者が、問題を性器的なものに矯少化し、女の同性愛やポルノグラフィの受容に向うのは、市場経済に巻きこまれ歪曲されたフェミニズムが、ここでジェンダーを放棄し、セクシュアリティ以外のものに目かくしすることによって、人間文化の破壊に導く典型的事例であると云えよう。

セクシズムを打破する「バナキュラー・ジェンダー」

イバン・イリイチが論文「バナキュラー・ジェンダー」（山本哲士編『経洛セックスとジェンダー』, 1983年）に、性別（ジェンダー）の均衡の回復によって、人間本来の文化をとり戻すことを主張しているのは、フェミニズムの今後の方向付けに極めて貴重な意味をもっている。このイリイチ独得の用語“vernacular gender”にいう「バナ

キューラー」は、山本哲士氏の解説『人類の希望』では、市場で売られるものではない自家でつくり、育てたものの意味で、イリイチは「商品とそのシャドウの両者に対立する用語」として使用している。「ジェンダー」は、男と女の相反補足的な文化の在り方を意味し、「セックス」への対立概念として用いられている。manでありwomanであるということは、雄（male）であり雌（female）であるということは別事であり、男女はジェンダーにおいて平等であり得るが、ひとたびバナキュラーなジェンダーにおける男女の相反補足的関係を失うときは、生物学的条件に従って、女性の下位的関係という差別状況におちいらざるを得ない。産業社会のテクノロジーと分業によって、「シャドー・ワーク」へと追いこまれた女性は、性差別のもとで、セックスの雌雄性以外において自己実現を主張する道をもたなくなっている。即ち一部のリブ運動にみられる性愛の解放運動は、実は、フェミニズムの敗北の状況を意味している。ジェンダーの没落が、セックスの氾濫を招いているのであって、ジェンダーとセックスとは混同してはならないのである。

X セックスとジェンダーのダイナミックス

セックスとジェンダーの関係

L.W. リチャードソン（オハイオ州立大学）は、その著『*The Dynamics of Sex and Gender*』— A Sociological Perspective, Boston, 1981, おいて、一般のみならず学界においてさえ混乱を起しているセックスとジェンダーの概念を整理して次のように規定している。曰く「本書において、セックスは染色体的（chromosomal）、解剖組織的（anatomical）、ホルモンの（hormonal）、また生理的（physiological）構造というような、人の生物学的側面を対象とする。それは、人は、出生と共に一つのセックス若くは他のセックスをあてがわれるということの特質とする一つの状態である。ジェンダーは心理的、社会的および文化的構成要素を対象とする。セックスとは違って、それは獲得された状態（an achieved status）である。人々は、男性または女性という肩書に従っ

て、如何なる行動と態度をとるべきかを学ぶ。さらに男子が文化的に認められるジェンダーに適合するやり方で行為する場合には、男性（masculine gender）と見做され、女性がそのジェンダーに適合するやり方で行為する場合には女性（feminine gender）と見なされる。（op. cit., p.5.）

一定の生物学的構造をもって生まれてくる子供は、自然で道徳的に適切で、自己のセックスにとって望ましいと考えられるやり方で思考し、感受し、行為するように社会化そして教育されるが、このジェンダー育成経験の方が、セックスの生産学的要素よりも優勢である。ジェンダーは、処方されたものであると同時に、また選択されつつ、人格特性を形成する。即ち一方では適切行動は社会的に分かち合われ、文化によって伝達されて、人々は自己のジェンダーにとって何が適切であるのかを学ぶが、他方では習慣或いは意思を通して、自己を男性あるいは女性として表現するために絶えず選択を行う。従って人は、適切なジェンダー行動の文化的限定を受容或いは拒否を選択しながら、自分自身または文化を変容させる能力をもつのである。

性差学の成立と性差の統合的理解

セックスとジェンダーが、本質的に異なる性質のものであり、しかもそれが現実社会のダイナミックス（力動的関係）において固く結ばれ、男女の具体的な生活像を形造っている。ここに男女の特性や能力の差異を検討し、特に女性の職場的・社会的進出の基盤を整えようとする「性差学」の誕生した理由がある。既に心理学の領域では、1869年の英国 F. Galton の遺伝的天才研究や、1894年の H. Ellis, “*Man and Woman*,” London は、その最初の業績と云われ、20世紀早々から、> sex difference < 関係の研究が、まことに数多く公表されているが、セックスとジェンダーの区別を問題にし始めたのは、1970年代に入ることではないであろうか。例えば、Ounsted, C & Taylor, D. C. “*Gender Differences*,” the Ontology and Significance, Edingburgh, 1972. のように、正面から「ジェンダー」を対象に扱った書は、それ以前には少いと思う。日本で本格的

に性差の心理学的研究が扱われるようになったのは、第二次大戦後のことであるが、1970年の都留宏編『性差心理学』（朝倉書房）の1980年の間宮武『性差心理学』（金子書房）等がこの領域の注目すべき書である。

文化人数学者M・ミード“*Sex and Temperament in Three Primitive Society*,” N.Y. 1935, が、原始社会研究を通して性格形成に占める社会的・文化的条件の重要性を指摘して以来、性差学は生物・生理主義と社会・文化主義の二潮流に分れる傾向にあるが、「セックスとジェンダーのダイナミックス」理論は、性差を両側面の統合において考察することを正当な視点としている。

性差を女性抑圧の手段とする社会

Lynda M. Glennon, “*Woman and Dualism*,” A Sociology of Knowledge Analysis, N.Y. 1979. は資本主義と社会主義とを問わず, “business is business” のテクノクラシーの栄えるところ, そこには必ず官僚主義・産業化・都市化・テクノロジー・科学主義による非人格化が生れ, 男女を理性主義的 instrumentalism と情操的 expressionism の二元論の分裂に導き, そこに体制的压力からくる性差の成立を指摘している。そこに生ずるのは、イバン・イリイチの云う「パナキュラー・ジェンダー」の喪失態における女性差別的シャドー・ワーク状態のもとでの性差にはかならない。現在の社会状態をそのままに前提とするだけの性差学であるならば、女性抑圧の手段に転化する場合もあり得る。

フェミニズムにとって重要であるのは、生物学的相違におけるセックスが、ジェンダーと統合され、知性と情操の二元論を越えて、陰陽がそうであるように、統一体を形成することである。セックスとジェンダーの力動的関係のなかにあって、初めて性差学は活生化され、スタシノプロスの主張する「女性的女性」が現実のものとなるのである。

フェミニズムにおける性愛の人格化

米国ハーバード大学教授で米国屈指の女性神学者ローズメアリー・ルーサー（Rosemary R. Ruther）の論文 “The Personalization of

Sexuality,” in “*The Future of Sexual Relations*,” ed. by R.T. and A.K. Francoeur, 1974. は、ブルジョア家庭に反逆する「ニュー・レフト」の解放運動における性愛自由化が、結局人格解放への視点を忘れていているところに、その運動の衰退の真因があるとする。性愛の肉体的経験の福音（gospel）は、男子専権社会では、女性を従来の婢女の勢力関係につなぎ留めるだけのことで、婦人解放の真髄を却って逆転させるものである。婦人解放の中心目標であるべき自我と肉体との統一は無視される。米国の性クリニックスは、人格から分裂した肉体の悦楽のための機関と化し、自我の真の中核からの離脱への場を提供し、自己実現の愛ではなく、性器への愛が中心となり、禁欲主義的昇華法とは対極的な立場で、しかもそれを好一對の非人格化（depersonalization）を生みだしている。性愛関係の持続する限りでの同棲関係は、人間関係の安定と子供の人格的成長を保証するものではないと云う。

ルーサーにとって、家庭はたとえ従来の社会的・経済的機能に変化を生じたとしても、子供の養育と緊密な対人関係の土俵として、不滅の機能を果している。父母が転々と変わる環境のなかでの子供の養育の危機は、核家族化によって一段と進行する。人々はいま深い人間的友情を培う人格的協同体と育児のための協同体を渴望し、人格的および性的交流の統一への道をひらこうとしているが、性的結合と人格的愛情との統一は、大衆文化や制度的関係では達成されない。社会構造や一般的な文化交流（acculturation）は、充実した対人関係の発展を支えることができない。ルーサー曰く、「愛情に結びつく性愛は、男女のコミュニケーションの底固い創造的展開に俊たなければならない。もしわれわれが最深のレベルで、自分自身を愛する相手に開放し、自分の身体的自我を、人格的交わりの sacrament（象徴）たらしめ得るとするならば、その結果としてわれわれの性愛に、今日まで《霊的領域》として疎外されてきた人格性の最大の力を回復させるような、われわれの全面的創造力の変容を生ずるに違いない。」（op. cit., p. 49）

フェミニズムと人格的愛の協同体

イバン・イリイチは、もともとローマ・バチカンのグレゴリオ大学を出て、哲学と歴史を講義する司祭職についた思想家であるが、人類のジェンダー回復の根底には、「セックスとジェンダーのダイナミックス」の真の統合を可能にするものが、聖書の教える人間協同体における愛の人格にある

ことを見抜いているに違いない。

フェミニズムにとって、生物学的欲望としての性愛と人格的愛との統合には、辿りゆくべき遠い道程が残されているであろう。しかし人類の進路の不確実なこの時代に、フェミニズムの運動には、いま新しい地平のひらけつつあることを、予感するのは私ひとりなのであろうか。